

第 15 回筑後市農業委員会総会議事録

日 時 令和 6 年 9 月 5 日 午後 1 時 27 分～午後 2 時 10 分

場 所 東庁舎 3 階 301 会議室

出 欠 者 出席者 16 名

議 事 1. 開 会

2. 議事録署名人の指名

3. 付議事案

報告 第 1 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
解約について

議案 第 1 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権
移転について

議案 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
設定について及び農地中間管理事業にかかる農用地利用
集積等促進計画について

議案 第 3 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
設定について

議案 第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案 第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案 第 7 号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更につ
いて

4. 閉 会 協議（報告）事項

出席委員（16名）

1 番	松永 博視	2 番	富安 春二
3 番	吉武 正悟	4 番	鶴田 清
5 番	田島 雅弘	6 番	河原 努
7 番	溝口 弘之	8 番	中村 伸秀
9 番	下川 一馬	10 番	中村 勇次
11 番	城戸 孝行	12 番	井寺 知江子
13 番	下川 隆稔	14 番	成清 輝美
15 番	岡本 義照	16 番	近藤 茂

欠席委員（なし）

出席事務局職員

事務局長 井 上 浩 二
課長補佐兼担当係長 中 村 敏 和

午後 1 時 27 分 開会

○事務局

はい。皆さんこんにちは。（こんにちは）時間前ですけどお集まりですので始めていきたいと思います。本日もよろしくお願いします。会長の方からご挨拶お願いいたします。

○議 長

皆さんこんにちは。（こんにちは）本日は残暑の大変厳しい中ご出席いただきましてありがとうございます。只今から第 15 回の農業委員会総会を始めたいと思います。尚、本日はですね、大変ありがとうございます。全員出席でございます。次に注意事項を申し上げます。効率的な審議となるよう事務局からの説明は簡潔にお願いします。また、発言される委員の方は議長の許可を得てから、議案の審議に必要なものを簡潔にお願いし、議案の審議に影響の無いご質問につきましては最後の協議事項の際にお願いします。

本日の議事は報告事項が 1 件、議案が 7 件でございます。慎重なるご審議と円滑な

会議の進行にご協力をお願い致します。

次に議事録署名人の指名を行います。本日の委員会の議事録署名人には14番の成清輝美委員と15番の岡本義照委員にお願いします。

それでは早速、報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について

でございます。

第1項のみ説明致します。第1項、所在常用、地目田8筆、面積計13,065㎡、解約事由は子供さんへの贈与のためでございます。解約後についてはですね、10ページの第2項でご説明をいたします。説明は以上でございます。

○議長

ありがとうございました。これで報告事項は終わります。次に、議案第1号基盤法による所有権移転について提案いたします。尚、本日は4件ございます。まず第1項につきまして事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。議案書の2ページになります。

議案第1号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転について

でございます。

第1項、所在下妻、地目田2筆、面積計4,965㎡、渡人が公益財団法人 福岡県農業振興推進機構、受人が大字下妻の_____さん、利用目的は、米・麦・大豆、売買価格は総額で_____円、引渡しは令和6年9月25日でございます。受人の_____さんは令和6年4月にあっせん登録されております。また、_____でございます。こちらの農地は令和6年7月の総会で大字下妻の_____さんから推進機構へ所有権移転の承認をいただいていた農地でございます。説明は以上です。

○議長

はい。それでは第1項につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、所在水田、地目田2筆、面積計609㎡、渡人が公益財団法人 福岡県農業振興推進機構、受人が大字水田の_____さん、利用目的はイチゴ、売買価格は総額_____円、引渡しは令和6年9月25日でございます。受人の_____さんは令和6年7月にあっせん登録されております。こちらの農地は令和6年7月総会で小郡市の_____さんから推進機構へ所有権移転の承認をいただいていた農地でございます。説明は以上です。

○議長

それでは、第2項につきまして質問のある方はお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。議案書3ページになります。

第3項、所在島田、地目田2筆、面積計2,776㎡、渡人が公益財団法人 福岡県農業振興推進機構、受人が大字島田の_____さん、利用目的は米・麦・大豆、売買価格は総額で_____円、引渡しは令和6年9月25日でございます。受人の_____さんは令和5年8月にあっせん登録されてあります。また、_____でございます。こちらの農地は令和6年7月総会で福岡市早良区の_____さんから推進機構へ所有権移転の承認をいただいていた農地でございます。説明は以上です。

○議長

それでは、第3項につきまして質問のある方はお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第3項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第4項について提案します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第4項、所在島田、地目田1筆、畑1筆、面積計790㎡、渡人が公益財団法人 福岡県農業振興推進機構、受人が大字島田の_____さん、利用目的は米・麦・大豆、売買価格は総額で_____円、引渡しは令和6年9月25日でございます。受人の_____さんは令和4年9月にあっせん登録されてあります。また、_____でございます。こちらの農地は令和6年7月総会で前と同じく福岡市早良区の_____さんから推進機構へ所有権移転の承認をいただいていた農地でございます。それから売買価格につきましては、若干安くなっておるところでございますが、_____番地の方ですね、こちらは水に浸かる所ということで伺っております。それから_____番地は木が生えておって伐採しないと農地としては使えないということで伺っておりまして、二つとも条件が悪くてですね。それから、地権者さんの的には処分したいというご意向があるようですので、この価格になっておると伺っております。説明は以上でございます。

○議長

それでは、第4項について質問のある方はお願い致します。

はい。城戸委員どうぞ。

○委員（11番）

11番の城戸です。今、事務局から説明があったんですけど。ここは基盤整備があつとらんちゅうことですかね。

○事務局

基盤整備。

○委員（11番）

それとちょっと。上の3番の_____円になつとるばつてん。ここは基盤整備のあつ

てるところですね。今、_____円ぐらいで、出てきよるばってんちょっと安かけんち
思てからちょっと。一緒に分かるならお尋ねしたいと思いましたので。

○事務局

ちょっと、システムを見ないと分からないので確認をしてから、また、お返事をし
たいと思います。価格の下の方ですね、4項の安くなっているのは理由として、さっ
き私が説明したような事が影響している。基盤整備のことは確認出来ませんので、ま
た、ご報告いたします。

○議 長

それで、よろしいでしょうか。

○委 員（11番）

はい。

○議 長

他にございませんかね。

【質問なし】

他に質問も無いようでございますので採決をとります。第4項について承認するこ
とに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第2号中間管理事業に係る集積等促進計画についてです。議案第2号を
提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

4ページになります。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について及
び農地中間管理事業にかかる農用地利用集積等促進計画について
でございます。

こちら5ページまでありますけれども、第1項を説明いたします。権利種別が貸借
権設定、第1項、所在西牟田、地目田1筆、面積 1,611 m²、利用権は賃貸借、貸人は
石川県金沢市の_____さん、借人が_____、利用目的は米・麦・大豆、借賃は反当り

_____円、期間は5年間でございます。集計の説明をさせていただきます。6ページをお願いいたします。左上の総計でございます。田3件、面積が12,320㎡、畑1件、面積が972㎡、合計が4件、面積13,292㎡でございます。新規・再設定の別です。新規が4件、通年・期間借地の別では通年が4件、小作料納入別では金納が1件、使用貸借が3件となっております。右側になります。貸借期間別でございます。5年が2件、10年が2件となっております。説明は以上です。

○議長

それではですね。議案第2号について質問のある方はお願いします。

私からいいですか。2項のですね。2番目の方かな。大川市の_____さんですけど。約8反以上ありますけど。使用貸借になっておりますけど何か理由かなんか聞かれましたかね。80a。分かりましたら。後でまたちょっと。

○事務局

調べときます。

○議長

それでは、他に質問のある方はお願いします。

【質問なし】

他に無いようでございますので採決をとります。議案第2号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第3号基盤法による利用権設定でございます。事務局の説明をお願いします

○事務局

7ページをお願いいたします。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について
でございます。

権利種別が貸借権設定、第1項、所在大字和泉、地目田1筆、面積843㎡、利用権は賃貸借、貸人が大字和泉の_____さん、借人が大字和泉の_____さん、利用目的が

野菜、借賃は総額_____円、期間は3年間でございます。続きまして、集計の説明をさせていただきます。次のページ8ページをお願いいたします。左上の総計です。田1件、面積843㎡、畑はございません。合計が1件、面積が843㎡です。新規・再設定別では再設定となります。通年・期間借地の別では通年ということになります。小作料納入別では金納ということでございます。それから、右側の貸借期間別でございますが、3年の1件ということになっております。説明は以上です。

○議 長

それでは、議案第3号につきまして質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第3号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第4号農地法第3条について提案いたします。本日は2件でございます。尚、第1項につきましては、農業委員会会議規則第10条の規定によりまして、委員は自己に関する事項については、議事に参与することが出来ない事となっております。従いまして7番の_____委員には退席をお願いします。

【_____委員 退席】

第1項につきまして、事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書9ページになります。

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について _____でございます。

第1項、契約、贈与、所在溝口及び久恵、地目田4筆、畑3筆、面積計11,241㎡、渡人、大字久恵の_____さん、受人が大字久恵の_____さん、申請事由は子の_____さんへの贈与でございます。作物は米・麦・大豆、それから野菜でございます。それから一つご説明でございまして、備考欄に書いております、相続時精算課税制度ということでございますが、これについては知っている方もいらっしゃると思いますが、説明を若干させていただきたいと思っております。この制度につきましては、原則として60

歳以上父母または祖父母などから18歳以上の子、または孫などに対して財産を贈与した場合において選択出来る贈与税の制度です。この制度を選択する場合は贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までの間にですね。贈与税の申告と一緒に相続時精算課税選択届出書というのを提出する必要があるございます。こちらはですね、年間に110万円の基礎控除と2,500万円の特別控除というのがありますので、1年間の贈与額がですね、基礎控除110万円を超える分、これが累計で積み重ねていった時に特別控除の2,500万円を超えるまでは子どもさんやお孫さんが贈与税を納めずに贈与を受けるようなことになっております。贈与者が亡くなられた時にはですね。また、改めて贈与を受けた財産額と相続財産を合わせて相続税の金額をまた再計算をします。そして、その際、贈与時に支払った贈与税とかある場合はですね。それらと精算し課税がされるということになりますので。後で精算されるということで相続時精算課税というものになります。説明は以上でございます。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

5番の田島です。1項につきましては事務局の説明のとおりでございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議 長

説明も終わりました質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

それでは、_____委員の入室をお願いします。

【____委員 入室】

それでは次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

10ページをお願いします。第2項、契約、贈与、所在常用、地目田8筆、畑2筆、面積計13,208㎡、渡人、大字常用の_____さん、受人が大字常用の_____さん、申請

事由は子の_____さんへの贈与です。作物は米・麦でございます。説明は以上です。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

はい。9番の下川です。只今の事務局の説明のとおりでございます。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長

説明も終わりましたので第2項につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようですので採決をとります。第2項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、議案第5号農地法4条について、本日は1件でございます。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の11ページをご覧ください。

議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について _____でございます。

第1項、所在長浜、地目畑1筆、面積392㎡、申請人は長浜の_____さん、申請事由は貸駐車場整備となっております。場所の確認をお願いします。地図の1ページです。ちょうど_____さんから見ると南の方になります。こちらの右に赤い所がご自宅ですね。こちらの農地はですね、用途地域で第3種農地原則許可の所でございます。こちら貸駐車場の相手方はですね、筑邦銀行の社員さん等に賃貸借される予定でございます。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします

○担当委員

15番の岡本でございます。今、事務局の説明のあったとおりでございます。審議

方よろしくをお願いします。

○議 長

説明も終わりましたので第1項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第6号農地法第5条の転用について提案致します。尚、本日は2件ございます。まず、第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書12ページをご覧ください。

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について でございます。

第1項、契約、売買、所在熊野、地目畑1筆、面積341㎡、渡人は大分県大分市の____さん、受人は筑後市大字熊野の____さん持分4分の3、同じく____さん持分4分の1、ご夫婦になられます。申請事由は自己住宅建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の2ページです。ちょっと見切れてますが、____の交差点から西へ約300mの所ですね。左に走っているのがJR九州の所となります。こちらですけれども用途地域となっております。第3種農地で原則許可となります。土地の価格は

____円、坪単価____円となっております。説明は以上です。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします

○担当委員

4番の鶴田です。先程、事務局の説明のとおりです。ご審議をお願いします。

○議 長

説明も終わりましたので第1項について、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約、売買、所在和泉、地目宅地7筆で、面積合計の2,134㎡、渡人は筑後市大字和泉の_____さん、受人は東京都港区の_____さん、申請事由は宅地分譲整備となっております。場所の確認をお願いします。地図の3ページです。_____による所有権移転のための転用になります。実際の宅地分譲区画はですね。もう1枚捲っていただいて、オレンジ色といいますか、右下の所の4区画になるそうです。土地の金額は合計で_____円、坪単価の_____円。_____さんはですね、現在、糸島市さんですね、住宅の建設の計画をされてるそうですが、まだ、着工前ですので過半要件には該当しないということですね。こちらの方、農林からですね、大丈夫ですということで説明をいただいております。説明は以上でございます。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

4番の鶴田です。先程の事務局の説明のとおりでございます。ご審議をお願いします。

○議 長

説明も終わりましたので、第2項につきまして、質問のある方はお願いします。

○議 長

はい。城戸委員どうぞ。

○委 員（11番）

11番の城戸ですけど、これだけ残ったつちいうわけですか。

○事務局

はい。以前も説明したかと思いますがけれども。最終的にですね、所有権移転をするには、仮換地以降のやつは、こうやって法務局からですね、所有権移転をする場合は、形式上のといいますか、便宜上の所有権移転をしなければならないというふうにですね、法務局から指示といいますか、あってます。必ずこういう事が出てくるという

ころでございます。ですから、もう基本的には4条とか5条とかですね。一回、許可が下りているんですね。でも最終的にはやっぱり、例えば私が持つとって、城戸委員さんが建てられるという時に、まだ所有権は私が持ってるじゃないですか。でも最終的には城戸委員さんが買われるならば、城戸委員さんが便宜上の転用の許可を貰わないといけない。この場合は____さんがまだ所有権を持ってあるので。最終的には____さんに移らないといけないので便宜上ですね、許可申請になっているところでございます。

○委員（11番）

ありがとうございました。

○議長

よろしいでしょうか。他に質問はございませんでしょうか。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第7号農地の利用計画の変更ということでございます。1項は転用許可を必要とする変更。2が転用許可を必要としない変更。3がですね、宅地を農用地区への変更ということと、4番が軽微な変更となっておりますけど、これは事務局は一括して説明をお願いします。

○事務局

はい。議案書13ページ以降ですね、ご覧ください。

議案第7号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について

でございます。

こちらはですね。8月21日に開催されました、農業振興地域整備促進協議会でですね、審議されたものでございます。農業委員会からといいますか、会長が近藤会長ですね、後は副会長が構成員であります。今回、案件としては8件ですね。先ほど会長からありましたけれど、内4件は同じ場所ですので、合わせて説明させていただきます。

きます。まず、議案書の14ページですね。1、農用地区域より除外、重要な変更で転用の許可を必要とする変更。処理区分がですね、中央に書いてあるB-2。第1項、申出人は久留米市三潞町の_____さん、同じく筑後市大字西牟田の_____さん、理由、_____建設用地に供する。処理区分はB-2。こちらのですね。B-2というのは、重要な変更5,000㎡未満ということですね、農林案件のですね、処理区分となっております。所在は西牟田、地目、田2筆、面積合計の4,373㎡、農振除外でございます。転用事業者さんはですね、朝倉市の_____さん。こちらの場所はですね、地図の4ページをご覧ください。_____の信号ですね、左下の所が今、_____という所に変わっております。申請地の南側には_____さんがありますけれども、ちょうど北側の所になります。続きまして、第2項、申出人は北九州市八幡西区の_____さん、理由は自宅用地に供する。所在は古島、地目畑1筆、面積187㎡、農振除外です。転用事業者の方は_____さんといわれますが、空き家バンクを活用してこの住宅にお住まいでございます。場所ですけども地図の5ページですね。場所的はですね、_____のですね、西側にちょっと1軒お家があるんですよ。折角ですので、これで大体の事を説明しますけれども。先ほど言った整理番号1-2ですね。これの187㎡は青色で書いてある逆のL字みたいな所ですね。こちらの方は転用が後から出てくるという形になります。それと、左の方に緑で2つ書いている所が後で説明しますが。整理番号3-1で157㎡は青地に編入で4-1の906㎡も青地に編入と書いてありますが。実際、こちらはですね。3-1の所は実際ですね。登記地目は宅地なんですけど、もう既に一枚の田んぼとして綺麗に使ってございます。今、稲が植わったりします。それと下の薄くて分かりづらいんですけども、整理番号の2-1、41㎡という所はですね。住宅用地と書いてますけど。実際、ここも道路の一部でございます。ので、こちらの後で出てきますけれども。非農地で対応したいというふうに思っております。一応これが_____さんの所ですね。先に説明させていただきました。続きまして、第3項ですね。申出人、広川町の_____さん、理由、特定建築条件付売買予定地に供する、所在常用、地目畑1筆、面積168㎡、農振除外です。転用事業者はですね、大川市の_____さん。隣の宅地と合わせて住宅用地5区画の計画でございます。こちら地図の6ページをご覧ください。県道柳川筑後線ですね、そこから西に入った所です。常用の集落の一番西の方にあたる所で、緑の所が一体利用地になっております。木もかなり茂っておったりしましたけれども綺麗に伐採してございましてですね。こちらの方で5区

画の特定建築条件付のやつをまた後からですね、除外が終わったら出されるというところでございます。次に移ります。第4項、申出人、埼玉県川越市の_____さん、理由、資材置場用地に供する。所在北長田、地目畑1筆、面積167㎡、農振除外です。転用事業者はですね。筑後市大字鶴田の_____さん。こちらの場所ですけども、地図の7ページをご覧ください。ちょうど_____のですね。すぐ南側になります。こちら変形の形とあと右側にあるのが雑種地でございます、これと一緒に資材置場にされるということで、_____さんは鶴田で_____の会社をされておってその資材置場が全然足りないということですね、こちらで計画されたところでございます。続きまして、議案書の15ページをお願いします。こちら2の農用地区域より除外ということでB-3、転用を必要としない。第1項、申出人、北九州市八幡東区の_____さん、理由、住宅用地に供する、所在古島、地目田1筆、面積41㎡。地図は戻っていただいて5ページですね。先ほど説明しましたように2-1と書いている所ですね。下の所の道路やったという所でございます。続きまして、3番農用地区域への編入、重要な変更というところで、B-3ですね。同じく_____さん、優良農地として農用地区域に編入し、営農継続を図るということで。こちらが先ほど言いましたように宅地2筆あってですね、この細長いやつの所でございます。議案書の16ページですね。用途区分の変更ということで。元々4-1のところですね台形ぽいやつは、元々黄地だったんですねここは、でも倉庫とかは建っておらずですね。先ほど言いましたように。もう農地として綺麗にされている所でございます。ですので同じく優良農地としてですね編入するということで906㎡でございます。続きまして、4-2です、申出人、筑後市大字水田の_____さん、理由、農業用施設用地に供するでございます。所在水田、地目畑1筆、面積1,116㎡のうち499㎡。地図の8ページをご覧ください。こちら県道沿いで、県道の東側に接している所を農業用施設用地ということで、直売所をですね作られるそうです。_____さんはブドウを作りよっちゃってですね。その期間は限られますが、冬場とかはイチゴとかも地元であるのでそちらの方を直売所にしたい。そしてこの農地の南半分ですね。そこにもちょっとブドウの棚をしてですね、そこでブドウ狩りみたいな体験みたいな所を計画をしたいというふうに伺っておるところでございます。説明は以上でございます。

○議 長

それではですね。今、議案第7号につきまして説明がありましたけど、ご質問のあ

る方はお願いします。

○委 員（3番）

ちょっといいですか。

○議 長

はい。吉武委員。

○委 員（3番）

地元のことですが、_____さんですね。これは住宅の西側とかもう現在は土地改良して、全く一枚の田んぼですね。この緑の部分は名義は変わらんでそのまんま土地改良区で入ったちいうことですか。

○事務局

そうですね。そもそも先ほど言いましたようにですね。こちらの方の_____さん自体は入ってらっしゃらなかったんだろーと思います。この形を見るとですね、土地改良の。

○委 員（3番）

土地改良ですか。現況は全然一枚ですもんね。一区画。

○事務局

なので。今回ですね。このお家をですね、処分されると同時に実質的に先ほど吉武委員さん言われたように。もう一枚の綺麗な農地なので、青地に黄地と宅地だからですね。この際綺麗に整理をしようと。

○委 員（3番）

自宅、家の方を片づけて。農地にされるということですか。

○事務局

家の方は空き家バンクにですね、登録してあって、_____さんかな、もう住んであります。ちょうど購入されて自分でリフォームしてあって実際、移り住んであります。こちらの宅地はですね。ただ、吉武委員さん言われてたように、緑色で書いている所ですね。これは綺麗な一枚の農地になっているので。この際整理しようというところでですね。

○委 員（3番）

この分の緑の所は_____さんの名義になつとる。

○事務局

そうです。そうです。

○委 員（３番）

そのまま土地改良しちやるわけですね。

○事務局

土地改良の方に編入という形になりますね。だから、こういう形になったら逆に不思議ではあるんですけども。青地に編入するのは悪い事ではないので。実際、現況がですね綺麗に作ってございますので。そちらの方はですね、今回きちんとすると。

○委 員（３番）

私が言うのは変ですが。周りの四角い他の田んぼは、_____さんの名前になつととですね。

○事務局

もちろん。はい。

○委 員（３番）

あーそうですか。分かりました。

○議 長

現場を見ると分かりやすいんですけどね。なかなか地図だけは。

○委 員（３番）

現場ばっかりいつも見よるけんで。なんでこげんなつとるやかち思て。

○議 長

基盤整備の時にきちんとした換地ちいうか。登記がですね、行ってあったという感じやったですね。

○事務局

はい。

○委 員（３番）

分かりました。ありがとうございます。

○議 長

他に質問はありませんか。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第７号について承認することに賛成の方、挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

本日の案件はこれですべて終了致しました。これをもちまして第15回の農業委員会総会を閉会したいと思います。休憩後、25分から協議、報告事項に入ります。

午後2時10分 閉会